

なお、退職後に出産する場合は、退職時又は出産時の保険者から出産育児一時金が支給されます。

イ 出産手当金（被保険者）

産前産後に休業した期間について、1日につき標準報酬日額の3分の2(事業主からの報酬がある場合はその額を控除した額)に相当する額

★★問い合わせ先★★

加入している健康保険組合又は全国健康保険協会(P157参照)及び年金事務所(P158参照)

5 厚生年金保険（厚生年金保険法）

厚生年金保険は、会社や工場などで働く労働者が年をとって働けなくなったり、障がい者となったり、死亡した場合に年金や手当金を支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

（１）適用事業所

船舶等が強制適用事業所になるほかは、健康保険と同じです。

（２）被保険者（適用労働者）

原則として、適用事業所に働く70歳未満の人は他の年金制度が適用される人を除いて、すべて適用されます。

パートタイム労働者も健康保険と同様の要件を備えていれば適用されます。船員を除いて臨時・日雇労働者などは、国民年金の適用とされる場合があります。

（３）保険料の負担

標準報酬月額に応じて決められた額を、事業主と労働者が半額ずつ負担します。ただし、事業主の届け出により、産前産後休業中及び育児休業等の期間中の保険料は、健康保険料と合わせて免除され、被保険者及び事業主の保険料は徴収されません。

★★問い合わせ先★★
年金事務所(P158参照)